玉東町史跡西南戦争遺跡
整備基本計画

2022

玉東町教育委員会

目次

第１章　計画策定の経緯と目的

１－１．計画策定の経緯 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 1
１－２．計画の目的 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 1
１－３．委員会の設置 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 3
１－４．町民参加の取り組み ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 6
１－５．関連法令 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 7
１－６．関連計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 13
１－７．計画の実施 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 16

第２章　計画地の現状

２－１．地理的環境 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 17
２－２．自然的環境 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 20
２－３．歴史的環境 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 22
２―４．社会的環境 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 29

第３章　史跡の概要及び現状と課題

３－１．史跡指定の状況 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 40
３－２．史跡の概要 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 44
３－３．史跡の価値 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 49
３－４．価値を構成する要素 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 54
３－５．史跡地の眺望景観 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 55
３－６．木葉駅周辺及び各遺跡を回遊するコースについて ＿＿＿＿＿＿ 57
３－７．田原坂西南戦争資料館（熊本市）について ＿＿＿＿＿＿＿＿ 63
３－８．各遺跡への誘導サイン設置状況 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 64
３－９．史跡の現状と課題（各遺跡ごと） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 66
（１）半高山・吉次峠古戦場
（２）横平山古戦場
（３）二俣瓜生田官軍砲台跡・二俣古閑官軍砲台跡
（４）正念寺
（５）高月官軍墓地
（６）宇蘇浦官軍墓地
３－１０．活用整備に向けた課題（総括課題） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 88

第４章　基本理念

４－１．基本理念 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 91
４－２．基本方針 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 92

第５章　整備基本計画

５－１．全体計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 95
（１）遺跡活用についての考え方
（２）フィールドミュージアム回遊ルートの設定
（３）広域サインの設定
（４）木葉駅周辺のガイダンス機能の強化と田原坂西南戦争史料館との連携
（５）展示システムの検討
（６）全体計画（回遊シミュレーション）
５－２．個別計画（各遺跡ごとの計画） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 110
（１）半高山・吉次峠古戦場
（２）横平山古戦場
（３）二俣瓜生田官軍砲台跡・二俣古閑官軍砲台跡
（４）正念寺・高月官軍墓地・宇蘇浦官軍墓地
５－３．周辺地域の環境保全に関する計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 126
５－４．地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画 ＿＿ 127
５－５．整備事業に必要となる調査等に関する計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 129
５－６．公開・活用に関する計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 130
５－７．管理・運営に関する計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 132

第６章　事業計画

６－１．事業概要 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 135
６－２．事業スケジュール ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 136

参考資料　ポスターディスカッションで掲示したポスター ＿＿＿＿＿＿＿＿ 137

第１章　計画策定の経緯と目的

１－１．計画策定の経緯

西南戦争は明治 10(1877)年に起こった国内最後の内戦である。明治 10(1877)年 2 月下旬から 4 月中旬、熊本県北の田原坂を中心とした横平山、半高山・吉次峠という軍事上重要な場所に陣取った西郷軍に対して、政府軍は現玉東町の木葉地区を拠点として数度の総攻撃を行った。西郷軍の陣地や戦闘における主要経路は政府軍の総攻撃によって激戦地となり、政府軍の拠点となった木葉地域には政府軍の病院や墓地等が設置され、それらの関連遺構が現在も良好な形で残っている。

玉東町教育委員会は、平成 20(2008)年以降、発掘調査等によって上記激戦地等の痕跡の詳細を明らかにする取り組みを行ってきた。また、これら激戦地等の残る植木町（現熊本市）と協働して、平成 21(2009)年に玉東町西南戦争関連遺跡群調査検討委員会及び植木町・玉東町西南戦争遺跡群連携保存活用協議会を発足し、遺跡群の史跡指定に関する意見具申書の提出を行った。その後、遺跡群は平成 25(2013)年 3 月に「史跡西南戦争遺跡」として史跡指定された。

玉東町教育委員会は、これらの適切な保存と活用を行うため平成 26(2014)年に玉東町西南戦争遺跡保存管理計画検討委員会を設置し、平成 28(2016)年に史跡西南戦争遺跡保存活用計画書玉東町編（以下、保存活用計画とする）を策定した。

上記計画からさらに具体的な整備の方向性や運用の方法を示すために令和元（2019）年度より玉東町史跡西南戦争遺跡整備基本計画（以下、本計画とする）の検討及び策定に着手した。

１－２．計画の目的

本計画は玉東町域における「史跡西南戦争遺跡」（以下、本史跡とする）の適切な保護を推進するにあたって、保存活用計画に示した史跡地内の本質的価値が及ぶ範囲の整備について、基本方針および基本計画を定めるものである。

複数の遺跡により構成される本史跡は、町の広範囲に分布しており、それらは現在の土地利用と密接に関わりを持ちながらその価値を内包し続けている。本史跡の有する本質的価値は主として有形のエビデンス（「形跡」の意味で用いる）によって語られることが多いが、戦争遺跡という性質上、その姿形を現在に留めるものは多くなく、むしろ背景に拡がる風景と一体となって捉えることで浮かび上がるストーリーや町民の日常の暮らしにより維持されてきたという側面がある。つまり、①自然環境を基盤とし、②その中に残された歴史的痕跡と、③現在の生活・生業が重層的な景観レイヤーを呈しているという点に本史跡としての本質的価値を内包する価値を見出すことができる。これは、言い換えれば、本史跡の価値を保存するためには基盤となる自然環境を守ることや生業景観を維持していくことが必要条件であるということである。また、本史跡の活用を「まちづくり」という文脈の中でさらに展開させていくためのポテンシャルを有しているということでもある。そして、本計画において景観、史跡、暮らしというレイヤー間に介在し、史跡の保存活用、さらにはそれを内包する「まちづくり」という概念を実現化していくうえでの最も重要な要素は「人」である。

本計画においては、整備と連動して取り組む様々な活動について、①誰が主体となり、②誰と一緒に、③持続性をもって実行する「人」を発掘し、呼び込み、育てていくことに重点を置く。行政、町民、来訪者、民間企業、大学等のステークホルダー（「あらゆる関係者」の意味で用いる）が、自分たちの立場で「関わる機会」を創出することを目指し、本計画を策定するものとする。

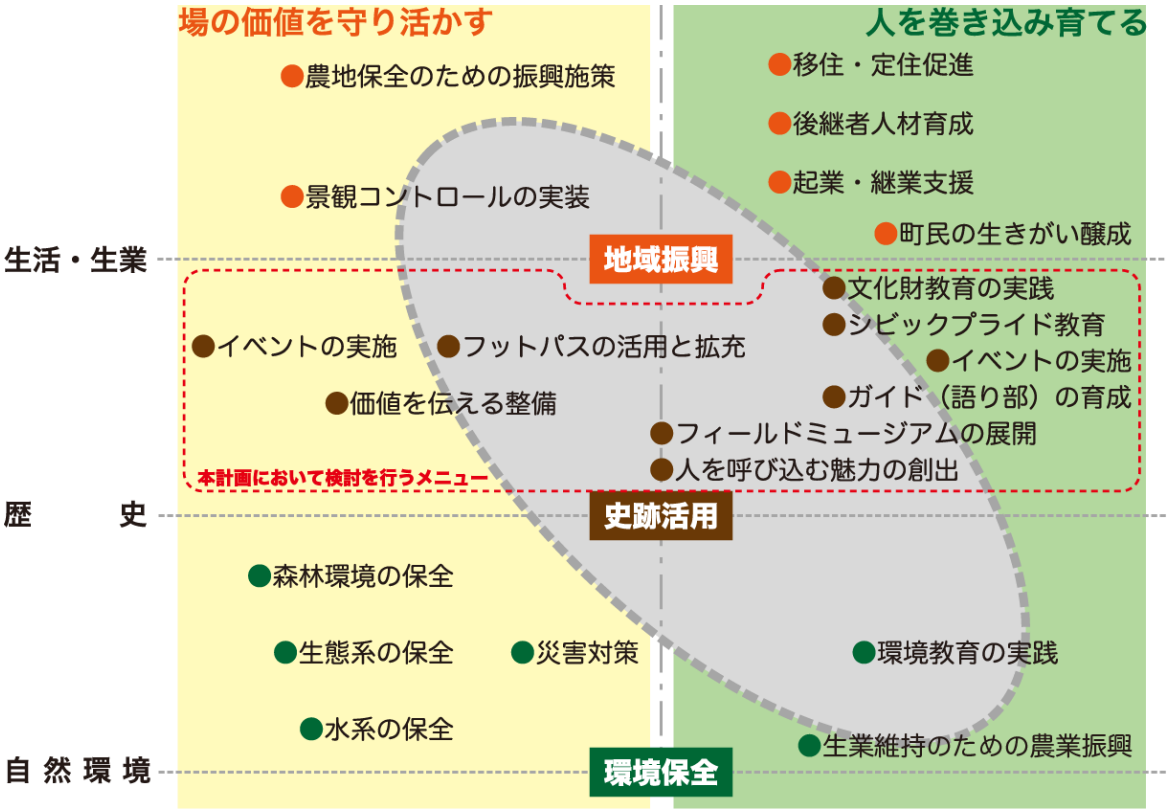

図１．本史跡の保存活用とまちづくりの概念

１－３．委員会の設置

本計画策定に至るまでの委員会の開催履歴と主な検討内容は以下のとおりである。なお、委員会には庁内作業部会（総務課、建設課、産業振興課等関係各課により構成）や地元住民の意見を取りまとめたものを提案し検討を行った。

玉東町史跡西南戦争遺跡整備基本計画検討委員会名簿（令和元(2019)年度）

区分	委員氏名	所属等
委員	甲元眞之	熊本大学名誉教授（考古学）
	水野公寿	元熊本県立大学非常勤講師（近現代史）
	髙瀬要一	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産研究部部長（史跡整備）
（地元委員）	西浦彰一	玉東町文化財保護委員会長（郷土史）
	坂本友春	地区代表（高月区区長）
	古戝幾男	地区代表（揚区区長）
	田畑了	地区代表（土生野区区長）
	前田祐孝	地区代表（二俣東区区長）
	清田久利	地区代表（原倉東区区長）
オブザーバー	山下信一郎	文化庁文化財第二課
	宮崎敬士	熊本県教育庁文化課
	木村龍生	熊本県教育庁文化課
	美濃口雅朗	熊本市文化振興課
	松永直輝	熊本市文化振興課
庁内作業部会	小島隆一	玉東町役場建設課(課長)
	木下衣美	玉東町役場産業振興課
	沼田寿之	玉東町役場企画財政課(課長)
	山並和真	玉東町役場総務課
事務局	上村公之	玉東町教育委員会(教育長)
	西浦仁敏	玉東町教育委員会(事務局長)
	岩川康幸	玉東町教育委員会
	宮本千恵子	玉東町教育委員会(担当)

玉東町史跡西南戦争遺跡整備基本計画策定委員会名簿（令和２(2020)～３(2021)年度）

区分	委員氏名	所属等
委員	甲元眞之	熊本大学名誉教授（考古学）
	髙瀬要一	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産研究部部長（史跡整備）
	奥村正美	熊本県樹木医会理事（植生）
	田中尚人	熊本大学准教授（まちづくり・土木計画）
（地元委員）	西浦彰一	玉東町文化財保護委員会長（郷土史）
オブザーバー	岩井浩介	文化庁資源活用課・文化財第二課
	宮崎敬士	熊本県教育庁文化課
	木村龍生	熊本県教育庁文化課
	美濃口雅朗	熊本市文化財課
	赤星雄一	熊本市文化財課
庁内作業部会	沼田寿之	玉東町役場総務課(課長)
	山野皓史/荒木建晴	玉東町役場総務課
	西浦仁敏	玉東町役場企画財政課(課長)
	安田曜	玉東町役場企画財政課
	小島隆一	玉東町役場建設課(課長)
	清田善雅/徳山法宏	玉東町役場建設課
	木下衣美/矢野達也	玉東町役場産業振興課
事務局	下地哲雄	玉東町教育委員会(教育長)
	藤本一之	玉東町教育委員会(事務局長)
	松永敏	玉東町教育委員会
	宮本千恵子	玉東町教育委員会(担当)

委員会の開催経過（令和元(2019)年度）

	開催年月日	検討内容
第1回	令和元(2019)年 6 月 20 日	計画策定の説明、目次(案)、基本方針
第2回	令和元(2021)年 3 月 17 日	延期のち中止（書面にて基本方針）

作業部会の開催経過（令和元(2019)年度）

	開催年月日	検討内容
第1回	令和元(2019)年 2 月 10 日	史跡整備のイメージ共有、意見交換

委員会の開催経過（令和２(2020)～３(2021)年度）

	開催年月日	検討内容
第1回	令和 2 (2020)年 10 月 28 日	計画策定の説明、整備全体計画、整備個別計画（半高山・吉次峠古戦場）
第2回	令和 3 (2021)年 3 月 23 日	整備全体計画、整備個別計画（全遺跡）
第3回	令和 3 (2021)年 10 月 26 日	整備個別計画（全遺跡）、史跡周辺の環境保全・活用に関する計画、運営・体制に関する計画
第4回	令和 4(2022)年 1 月 11 日	事業計画等

庁内検討委員会の開催経過（令和２(2020)～３(2021)年度）

	開催年月日	検討内容
第1回	令和 2 (2020)年 9 月 28 日	計画の概要説明、活用方針や整備内容についての検討
第2回	令和 3 (2021)年 5 月 13 日	活用方針や整備内容についての検討
第3回	令和 3(2021)年 10 月 5 日	整備内容や財源等についての検討
第4回	令和 4 (2022)年 1 月 17 日	委員会決定事項報告

１－４．町民参加の取り組み

ポスターディスカッションの実施

本計画の策定にあたり、町民との意見交換の機会創出のためのポスターディスカッションを実施した。町民が多く立ち寄る場所にポスターを掲示し、ポスターには西南戦争遺跡の概要や策定委員会での検討状況等を記載するとともに意見を自由に書き込んでもらうために付箋で書き込むスペースを設けた。

初日には、行政職員・整備の担当者・外部の有識者・地元出身者・町外から移住した人が参加し「西南戦争遺跡をどのようにまちづくりに活用していけるか？」というテーマで話し合うイベントを行った。

期間：令和３(2021)年３月 24 日（水）～４月 30 日（金）
会場：玉東町役場、玉東町中央公民館、交流サロンこのは

図２.玉東町中央公民館に設置されたポスター

図３.ポスターディスカッションの様子

１－５．関連法令

（１）文化財保護法（昭和 25（1950）年 5 月 30 日法律第 214 号）

同法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた。当町においても玉東町文化財保護条例（平成 14(2002)年 6 月 20 日条例 30 号）を定め、町指定文化財の保護管理を図っている。国史跡である西南戦争遺跡に関しては、上位法に基づき、史跡の保護管理を行っている。

（２）都市公園法（昭和 31（1956）年 4 月 20 日法律 79 号）

同法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的として定められた。当町では、玉東町公園条例（昭和 63（1988）年 3 月 8 日条例 8 号）により、公園の設置及び管理に関する規制等を定めている。なお、本史跡のうち、半高山・吉次峠古戦場の史跡地内に半高山公園と吉次公園、横平山古戦場の史跡地内に横平山公園がある。また、高月官軍墓地には高月児童公園が隣接している。これらの都市公園の日常的な管理は玉東町役場総務課が担当している。

（３）自然公園法（県立自然公園）（P9 図 4 参照）

玉東町における自然公園地域には、金峰山県立自然公園がある。金峰山県立自然公園の面積は 7,319ha、内、特別地域地として玉名市、玉東町で 1.46ha が指定されている。本史跡の内、半高山・吉次峠古戦場、横平山古戦場が自然公園地域内に位置している。熊本県立自然公園条例（昭和 33（1958）年 10 月 21 日条例第 45 号）により、その設置や管理についての規制が定められており、開発行為（基準を越える工作物の新築、改築又は増築）や広造物等の掲出については行為の 30 日前までの届出が必要とされている。

表１．自然公園の状況

名称	公園面積(ha)	特別地域(ha)
金峰山県立自然公園	7,319	1.46

（４）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44（1969）年 7 月 1 日法律第 57 号）（P10 図 5 参照）

同法は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的に定められた。同法第 3 条は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住地その他の者に被害が生じるおそれのあるもの、およびこれに隣接する土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定することができるとしており、指定地域内では行為の制限が定められている。なお、行為には都道府県知事の許可が必要である。

史跡地には急傾斜地崩壊危険区域はないが、二俣官軍砲台跡の東側斜面地は急傾斜地崩壊危険箇所である。

（５）道路法（昭和 27(1952)年 6 月 10 日法律第 180 号）

同法は、道路網の整備を図るために道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的に定められた。当町では、当法第 6 条第 1 項の規定に基づき町が管理を行う町道につき利用度、公益性等により種別を設けて合理的管理を行うことを目的として玉東町道路管理規則を定め管理を行っている。史跡地については、半高山・吉次峠古戦場に町道が通っており当該法に基づいた管理が必要である。

（６）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14(2002)年 7 月 12 日法律第 88 号）（P11 図 6 参照）

同法は鳥獣の保護及び鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として定められた。史跡地については、宇蘇浦官軍墓地、半高山・吉次峠古戦場の一部が保護区域にある。

（７）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44(1969)年 7 月 1 日法律第 58 号）（P12 図 7 参照）

同法は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律である。玉東町では同法に基づき、「農業振興地域整備計画」の中で農用地区域の指定を行っている。史跡地については、半高山・吉次峠古戦場、横平山古戦場、二俣瓜生田官軍砲台跡が該当する。そのため本史跡の整備等の際は完了後に産業振興課へ報告する必要がある。

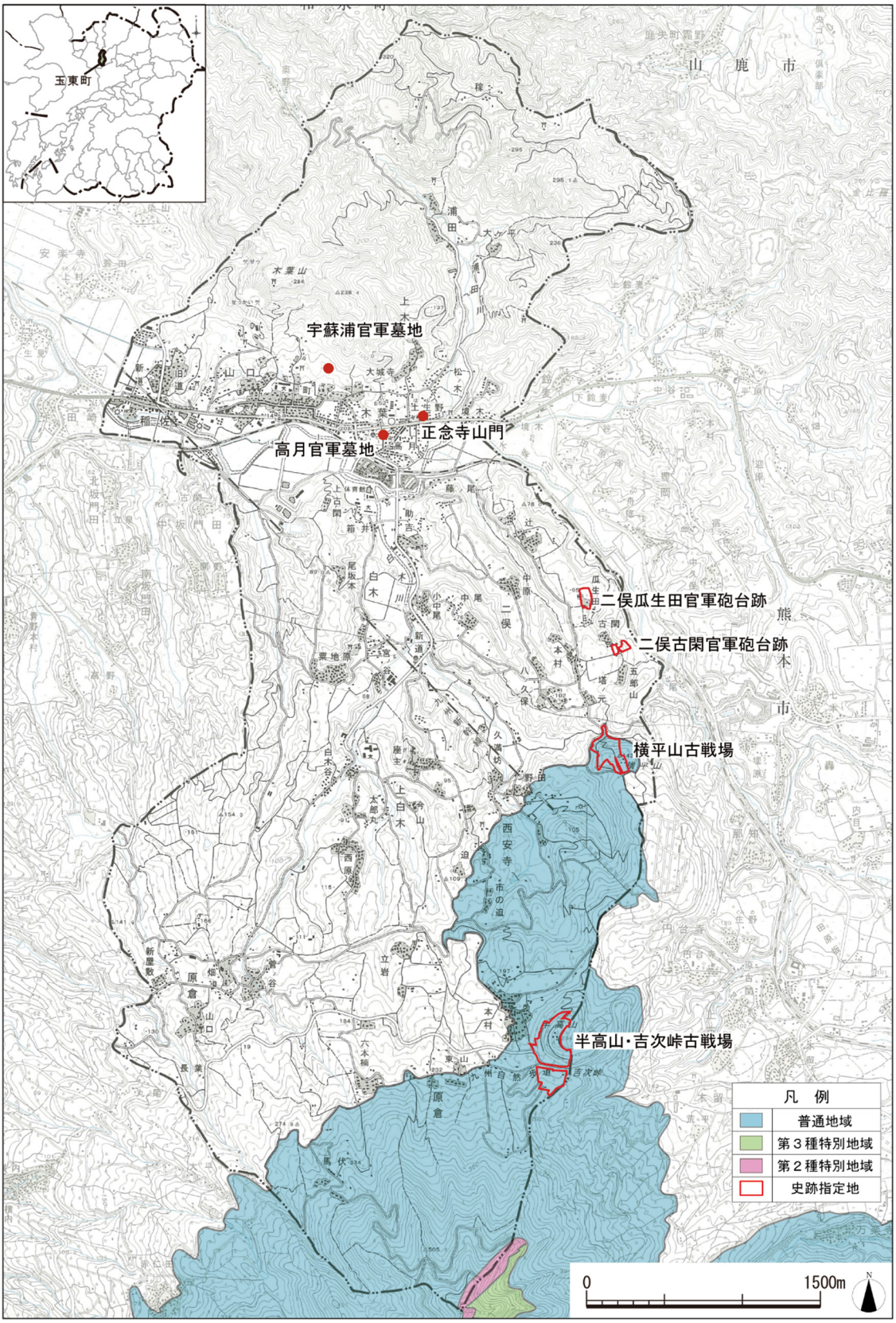

図４．玉東町における金峰山県立自然公園区域と史跡範囲

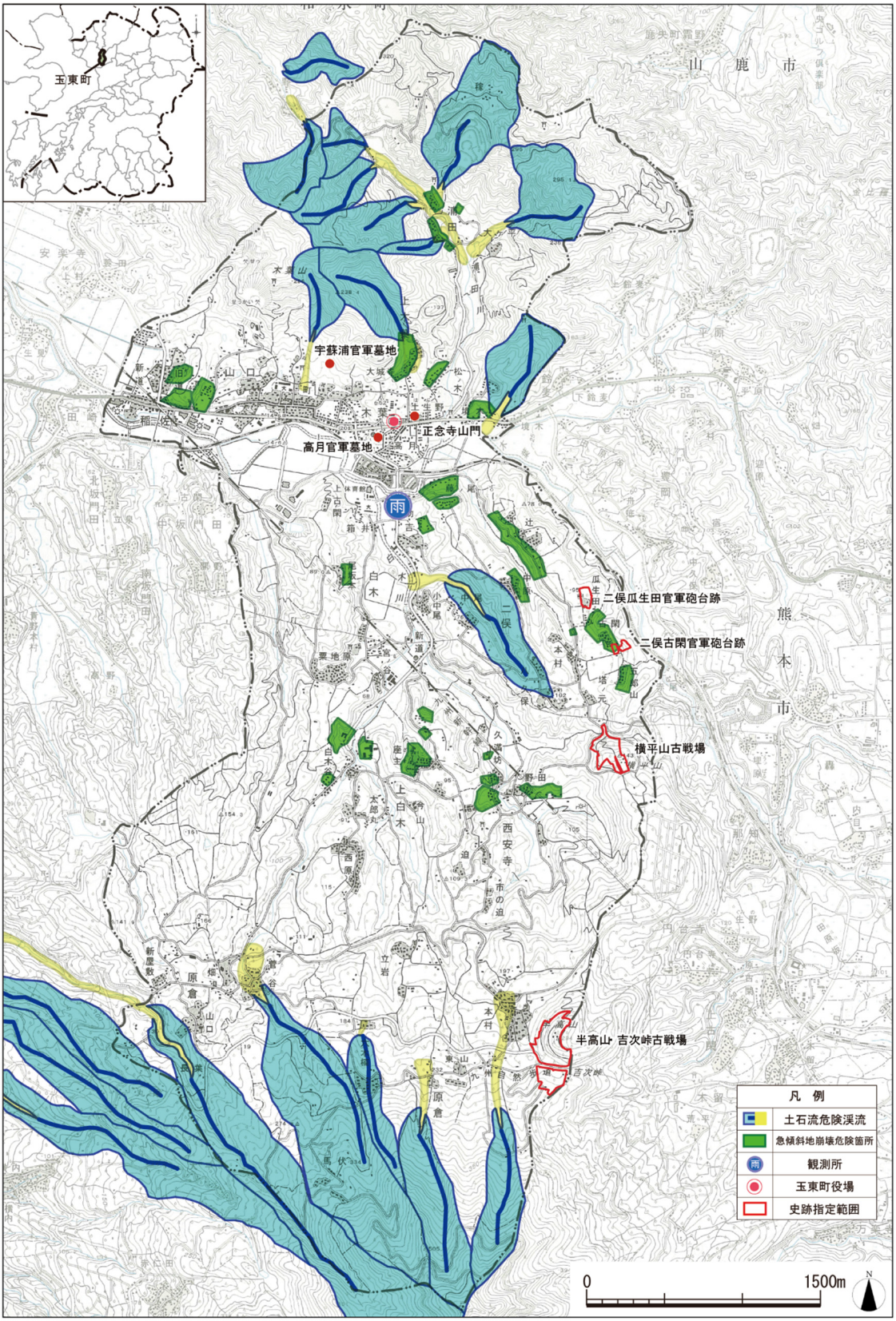

図５．玉東町における土砂災害危険箇所図

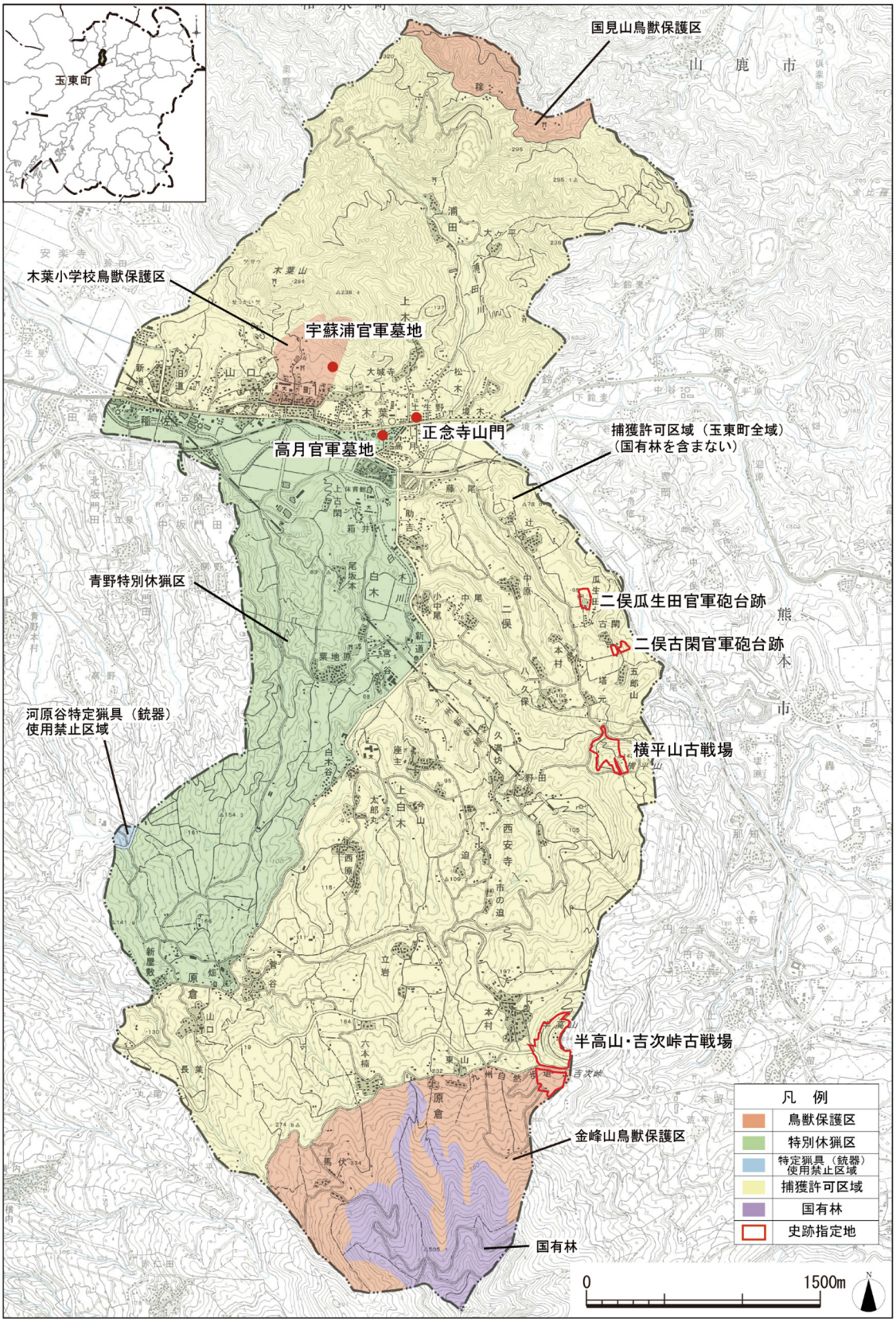

図６．玉東町における有害鳥獣捕獲許可位置図

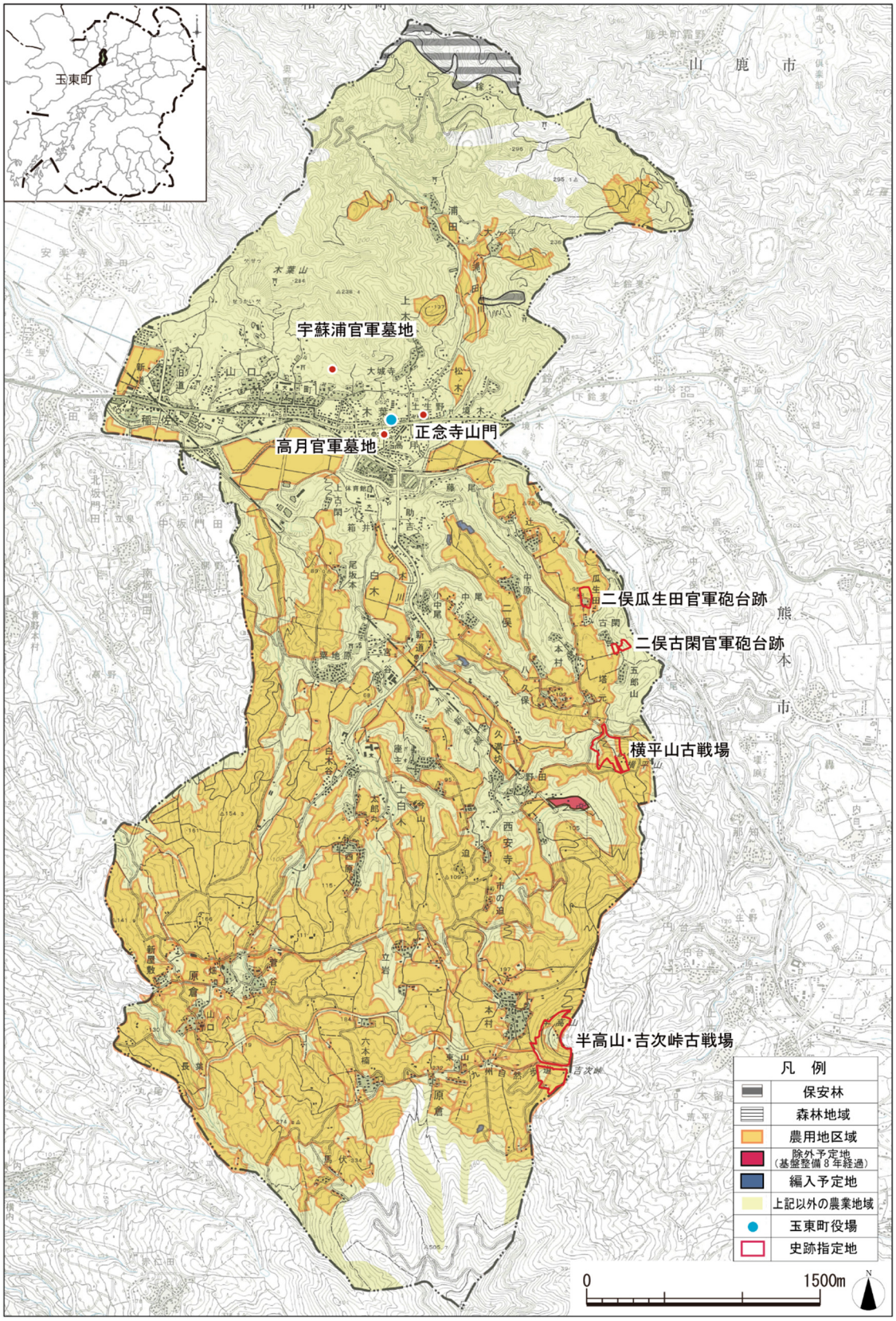

図７．玉東町における土地利用法規制図